

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01468	施設名称	中原文化センター(中原文化センター(嬉野)文化センター)		
所在地(住所)	松阪市嬉野田村町425番地				
					
根拠条例	松阪市隣保館条例	担当部署	福祉部(福祉事務所) 福祉ささえあい課		
設置年度	昭和60年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	同和対策審議会答申(昭和40年8月11日)において、同和問題の本質及び課題が明らかにされ、具体的方策として隣保館に関する整備充実の必要性が示されたことを受けて、同和対策事業特別措置法の制定を期に、全国的に隣保館の拡充整備が図られた。				
施設の設置目的に沿った運営状況	福祉の向上や人権問題の解決を図る拠点施設としての役割を果たすため、行政だけでなく運営委員会との連携を図りながら施設運営並びに事業の推進を行うとともに、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての機能を発揮するため、各種定期講座の開設に努めている。また、1室を公民館が事務所として利用し、中原地域全体の利用がある。				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	市街化調整区域		
駐車場(収容台数)	30台				
土 地	敷地面積	2,000㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	中原文化センター(嬉野)文化センター			
	用途	事務所	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上2階・地下0階	
	建築年月	昭和60年 4月 1日	建物取得費(全体)	138,970,000円	
	延床面積	517.99㎡	耐震診断(実施年)	不要	
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画(300万以上)	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
対象建物					
施工内容					
費用					
リスク・高機能化対応度	各所に老朽化が序々に現れているが、大規模改修には至っていない。小規模修繕等により、随時、環境整備につとめている。また、1階部分には、通路にスロープの設置、障害者用トイレを設置し、バリアフリー化を部分的にしているが館内全体には至っていない。				

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM9:00～PM10:00	休所(館)日	土、日、祝	
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市	
委託期間(指定管理の場合)	自	年 月 日	至	年 月 日
業務内容	施設の管理運営、貸館業務			

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	0.60	人	労務員		人	再任用職員		人	非常勤職員	0.60	人	合計	1.20	人
施設の維持管理に係る経費							施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)							
維持管理経費							運営・事業等経費							
光熱水費							指定管理委託料							
保守点検委託料							その他の経費							
賃借料														
修繕費														
その他の経費														
人件費														
職員等														
非常勤職員														
①小計							②小計							
④合計(①+②)－③							541,520円							
市民一人あたりのコスト							3.20円							
財 源		補助金等収入		7,124,000円		その他収入		34,480円						
		使用料等収入		256,400円		③年間収入合計		7,414,880円						

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
開館日数	日	244	245	244
入館者数(年間入場者)	人	16,541人	16,592人	14,010人

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	建物について、老朽化が徐々に進んでいるため、施設の維持管理に際しては、今後改修費、修繕費がかさむことが懸念される。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定による制約に留意しなければならない。
特記事項	

